

証券コード 2222
平成28年6月8日

株 主 各 位

鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地
寿スピリッツ株式会社
代表取締役社長 河 越 誠 剛

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 鳥取県米子市末広町294
米子コンベンションセンター「多目的ホール」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第64期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第64期連結計算書類監査結果
報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。  
なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kotobukispirits.co.jp/>）に掲載させていただきます。

|                                                            |
|------------------------------------------------------------|
| 株主総会終了後、同会場にて株主懇談会を予定いたしております。お気軽にご出席いただき、ご意見などを賜りたいと存じます。 |
|------------------------------------------------------------|

## [添付書類]

# 事業報告

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く事業環境は、雇用・所得環境の改善が続く中で、消費マインドは持ち直しの兆しが見られたものの、依然として消費者の商品・サービスに対する選別の目は厳しさを増し、更に、限られた市場規模の中で、企業間競争の激しさが増す状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは2015年経営スローガン『ワールド サプライジング リゾート宣言 (WSR) 』（世界へ、ありえないほどの驚きの、超感動を提供する。）を掲げ、マーケット特性にマッチしたプレミアム・ギフトスイーツの提供、売場・接客サービスの向上、イベント・キャンペーン展開の推進などに取り組んでまいりました。また、当面の重点施策に掲げております首都圏エリアでのWSR展開の推進、インバウンド対策の強化、アジアを中心とした海外における事業モデルの構築などに注力いたしました。

また、特筆すべき事として、関東圏での展開強化及び強固な経営基盤の構築を図るべく、平成28年1月22日付をもちまして、株式会社明治が保有する「株式会社フランセ」の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は26,612百万円（前期比15.9%増）となり、5期連続で過去最高売上を更新しました。利益面におきましても、増収効果に加え、生産効率の改善などにより、売上総利益率が前期の53.2%から55.2%と2.0ポイント増加した結果、営業利益は3,276百万円（前期比61.1%増）、経常利益は3,325百万円（前期比60.7%増）となり、ともに2期ぶりに過去最高益を更新いたしました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に固定資産の減損損失209百万円の計上があった一方、特別利益に株式会社フランセの株式取得に伴う負ののれん発生益179百万円の計上に加え、繰延税金資産の回収可能性の見直しなどに伴う法人税等調整額147百万円の計上により税金費用が減少した結果、2,305百万円（前期比76.7%増）となり、4期連続で過去最高益を更新いたしました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、従来、寿製菓及び但馬寿は、それぞれ独立セグメントとしておりましたが、平成28年1月1日付の組織再編（会社分割）に伴い、当連結会計年度より統合し、セグメント区分を「寿製菓・但馬寿」に変更しており、以下の記載における前連結会計年度との比較は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき組み替えた数値を使用しております。

（単位：百万円）

| 区 分         | 売 上 高       |             |       | 営 業 利 益     |             |       |
|-------------|-------------|-------------|-------|-------------|-------------|-------|
|             | 前連結会計<br>年度 | 当連結会計<br>年度 | 増 減   | 前連結会計<br>年度 | 当連結会計<br>年度 | 増 減   |
| ケ イ シ イ シ イ | 8,331       | 9,094       | 763   | 956         | 1,289       | 333   |
| 寿製菓・但馬寿     | 8,139       | 8,866       | 726   | 559         | 671         | 111   |
| 販 売 子 会 社   | 4,434       | 4,867       | 433   | 225         | 329         | 104   |
| シ ュ ク レ イ   | 2,795       | 3,817       | 1,022 | 149         | 435         | 286   |
| 九十九島グループ    | 3,409       | 3,553       | 144   | 149         | 85          | △64   |
| フ ラ ン セ     | —           | 917         | 917   | —           | 129         | 129   |
| そ の 他       | 26          | 226         | 200   | △64         | △44         | 19    |
| 小 計         | 27,135      | 31,344      | 4,208 | 1,975       | 2,896       | 920   |
| 調 整 額       | △4,169      | △4,732      | △563  | 57          | 380         | 322   |
| 合 計         | 22,966      | 26,612      | 3,645 | 2,033       | 3,276       | 1,243 |

（注）フランスの当連結会計年度の売上高及び営業利益は、連結の範囲に含めた平成28年2月から3月までの2ヶ月間が計上されております。

### 【ケイシイシイ】

「ルタオ」を擁するケイシイシイは、リニューアルした主力商品「ダブルフロマージュ」及び「小樽色内通り」の販売強化に加え、道内店舗及び国内主要国際空港でのインバウンド対策の強化などに注力いたしました。また、平成27年4月に韓国のパートナー企業とライセンス契約を締結し、韓国ソウルに「ルタオアックジョン店」をオープンするなど海外展開にも積極的に取り組みました。その結果、売上高は9,094百万円（前期比9.2%増）、営業利益は1,289百万円（前期比34.9%増）となりました。

### 【寿製菓・但馬寿】

寿製菓・但馬寿は、「お菓子の壽城」が団体客の減少などにより低調に推移した一方、代理店及びグループ向け売上が、「ラングドシャ」及び「フィナンシェ」などの焼菓子商品を中心に好調に推移しました。海外展開では中東・ドバイ向けOEM生産を開始いたしました。その結果、売上高は8,866百万円（前期比8.9%増）、営業利益は671百万円（前期比20.0%増）となりました。

### 【販売子会社】

販売子会社は、駅・空港・SAなどの交通拠点チャンネルを中心に、主力商品及び新商品の売場獲得などに注力いたしました。主要地域では、東海地区が主力商品「小倉トーストラングドシャ」の拡販、福岡地区では、前期投入の新商品「まっかな苺のラングドシャ」の拡販により、ともに堅調に推移いたしました。また、関西地区におきましても関西国際空港でのインバウンド対策の強化が寄与した結果、売上高は4,867百万円（前期比9.8%増）、営業利益は329百万円（前期比46.5%増）となりました。

### 【シュクレイ】

シュクレイは、「ザ・メープルマニア」をはじめとする各ブランド訴求力の向上を図るため、イベントによる店頭販促の充実、催事の推進、インバウンド対策の強化に注力いたしました。また、海外展開では香港に合弁会社を設立し、平成27年12月に「東京ミルクチーズ工場」の上環（シェンワン）店、平成28年1月に西貢（サイゴン）店を出店するなど香港での展開がスタートいたしました。その結果、売上高は3,817百万円（前期比36.6%増）、営業利益は435百万円（前期比191.6%増）となりました。

### 【九十九島グループ】

九十九島グループは、長崎・佐世保地区が堅調に推移したほか、平成27年10月に福岡・渋谷に続き3店舗目となる「Ivorish（アイボリッシュ）海老名」を出店し、また、同年12月にはJR博多駅の商業施設「マイング」のリニューアルに伴い、「赤い風船マイング店」を増床リニューアルするなど、店舗ブランドの展開強化に注力いたしました。その結果、売上高は3,553百万円（前期比4.2%増）、営業利益は85百万円（前期比43.0%減）となりました。

### 【フランセ】

洋菓子のフランセは、主たる販売チャンネルであります神奈川県及び関東エリアの百貨店、駅ビル、量販店を中心に、最繁忙期であるバレンタイン・ホワイトデー商戦での販売強化に注力いたしました。その結果、連結の範囲に含めた平成28年2月から3月までの2ヶ月間の売上高は917百万円、営業利益は129百万円となりました。

### 【その他】

その他は、損害保険代理業、健康食品事業、海外（台湾）における菓子事業が含まれております。当連結会計年度より台湾北壽心股份有限公司を連結の範囲に含めたことにより、売上高は226百万円（前期比763.0%増）、営業損失は44百万円（前期は営業損失64百万円）となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、景気の先行きの不透明感が依然として強く、加えて、人口の減少及び少子高齢化の進行による国内市場の伸び悩みから、同業他社との競争は更に激化するものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、2015年度に掲げた経営スローガン『ワールド サプライジング リゾート宣言（WSR）』の更なる推進を図るため、2016年度の経営スローガンを『WSR<sup>2</sup>（ダブルエスアール・ダブルエスアール）』とし、商品・店舗・接客・営業活動など、あらゆるビジネスのシーンで世界が驚く超感動の提供を、スピード感をもって取り組んでまいります。また、重点施策として引き続き、インバウンド及びアウトバウンド（海外展開）対策の強化、首都圏でのWSR展開を推進するとともに、商品の美味しさにとことんこだわり、お客様の様々な用途に対応するプレミアム・ギフトスイーツの創造と育成に注力してまいります。

生産面に関しましては、食品の安心・安全を第一に、品質の一層の向上及び生産効率の改善に対処してまいります。

当社グループは、引き続き経営の基本方針であります経営理念「喜びを創り喜びを提供する」の具現化に向け、より一層お客様に喜ばれる商品及びサービスを提供し、更なる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

末尾ながら、この度の熊本地震により被災されました方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における、設備投資の状況につきましては、生産性向上に向けた製造設備の更新及び導入などにより797百万円の設備投資を実施いたしました。

主なセグメント別の設備投資の内容及び実施額は、ケイシーシイでは、焼菓子ラインなどの改修工事及び生産性向上設備の導入、POSレジの更新などにより282百万円、寿製菓ではラングドシャライン増設などにより326百万円、九十九島グループでは、製造設備の更新及び「Ivorish(アイボリッシュ)」海老名店の出店などにより126百万円であります。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は、株式会社フランセの借入金の第三者弁済及び運転資金として、金融機関より短期借入金150百万円及び長期借入金1,200百万円の資金調達を行いました。

### (5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別                | 第 61 期<br>(平成25年3月期) | 第 62 期<br>(平成26年3月期) | 第 63 期<br>(平成27年3月期) | 第 64 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年3月期) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)              | 20,654               | 22,946               | 22,966               | 26,612                            |
| 経 常 利 益 (百万円)            | 1,889                | 2,361                | 2,069                | 3,325                             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 1,042                | 1,278                | 1,304                | 2,305                             |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 100.51               | 123.21               | 125.77               | 74.08                             |
| 総 資 産 (百万円)              | 13,754               | 14,557               | 14,695               | 17,936                            |
| 純 資 産 (百万円)              | 7,089                | 8,049                | 8,979                | 10,771                            |
| 1株当たり純資産額(円)             | 683.47               | 775.95               | 865.60               | 346.14                            |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

2. 当社は、平成28年2月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

| 会 社 名        | 資 本 金 | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------|-------|---------|---------------|
| 株式会社九十九島グループ | 99百万円 | 100%    | 菓子の製造・販売      |
| 株式会社寿堂       | 20    | 100     | 菓子の販売         |
| 南寿製菓株式会社     | 40    | 100     | 〃             |
| 株式会社寿香寿庵     | 75    | 100     | 〃             |
| 株式会社ひだ寿庵     | 40    | 100     | 〃             |
| 株式会社三重寿庵     | 40    | 100     | 〃             |
| 株式会社但馬寿      | 50    | 100     | 〃             |
| 株式会社せとうち寿    | 90    | 100     | 〃             |
| 株式会社東海寿      | 10    | 100     | 〃             |
| 株式会社寿庵       | 30    | 100     | 〃             |
| 株式会社花福堂      | 70    | 100     | 〃             |
| 株式会社ケイセイセイ   | 80    | 100     | 菓子の製造・販売      |
| 寿製菓株式会社      | 90    | 100     | 〃             |
| 株式会社シュクレイ    | 90    | 100     | 菓子の販売         |
| 株式会社フランセ     | 65    | 100     | 菓子の製造・販売      |
| 純藍株式会社       | 30    | 100     | 健康食品の販売       |
| 株式会社ケーエスケー   | 5     | 100     | 損害保険代理業       |
| 台灣北壽心股份有限公司  | 177   | 100     | 菓子の販売         |

- (注) 1. 平成28年3月31日現在の連結子会社数は、上記の重要な子会社等18社、持分法適用会社数は1社、持分法非適用会社は1社であります。
2. 平成28年1月22日に株式会社フランセの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 台灣北壽心股份有限公司は、当連結会計年度より金額的重要性が増したため連結の範囲に含めております。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

| 名 称     | 特定完全子会社の住所      | 当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額 |
|---------|-----------------|----------------------------|
| 寿製菓株式会社 | 鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地 | 2,837百万円                   |

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は7,357百万円であります。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、純粋持株会社であります寿スピリッツ株式会社（当社）、子会社18社及び関連会社2社で構成され、菓子の製造・販売を主たる業務としております。

当社グループは、主に地域事業会社を基礎としたセグメントで構成されており、「ケイシイシイ」、「寿製菓・但馬寿」、「販売子会社」、「シュクレイ」、「九十九島グループ」、「フランセ」、「その他」の7つを報告セグメントとしております。

なお、株式会社フランセ（横浜市金沢区、セグメント名称「フランセ」）は、平成28年1月に株式の取得により連結子会社となりました。また、平成27年8月に株式会社ジャパルシー（東京都港区、セグメント名称「その他」）は、清算終了いたしました。

報告セグメントは、以下のとおりであります。

（注）従来、寿製菓及び但馬寿は、それぞれ独立セグメントとしておりましたが、平成28年1月1日付の組織再編（会社分割）に伴い、当連結会計年度より統合し、セグメント区分を「寿製菓・但馬寿」に変更しております。

| セグメント名称   | 主 な 事 業 内 容                                | 会 社 名                                                                                               |
|-----------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ケイシイシイ    | 菓子の製造・販売<br>(ショップブランド「ルタオ」、「グラッシェル」)       | 株式会社ケイシイシイ                                                                                          |
| 寿製菓・但馬寿   | 菓子の製造・販売<br>(ショップブランド「お菓子の壽城」、「カノザ」、「遊月亭」) | 寿製菓株式会社<br>株式会社但馬寿                                                                                  |
| 販 売 子 会 社 | 菓子の販売<br>(ショップブランド「コンディトライ神戸」他)            | 株式会社寿堂<br>南寿製菓株式会社<br>株式会社寿香寿庵<br>株式会社ひだ寿庵<br>株式会社三重寿庵<br>株式会社せとうち寿<br>株式会社東海寿<br>株式会社寿庵<br>株式会社花福堂 |

| セグメント名称   | 主 な 事 業 内 容                                  | 会 社 名                               |
|-----------|----------------------------------------------|-------------------------------------|
| シ ャ ク レ イ | 菓子の販売<br>(ショップブランド「ザ・メープルマニア」、「東京ミルクチーズ工場」他) | 株式会社シュクレイ                           |
| 九十九島グループ  | 菓子の製造・販売<br>(ショップブランド「赤い風船」、「アイボリッシュ」他)      | 株式会社九十九島グループ                        |
| フ ラ ン セ   | 菓子の製造・販売<br>(ショップブランド「横濱フランセ」他)              | 株式会社フランセ                            |
| そ の 他     | 損害保険代理業<br>健康食品の販売<br>菓子の販売                  | 株式会社ケーエスケー<br>純藍株式会社<br>台湾北壽心股份有限公司 |

(8) 主要な事業所及び工場（平成28年3月31日現在）

| 当 社                     | 本 社                        | 鳥 取 県 米 子 市   |
|-------------------------|----------------------------|---------------|
| 寿 製 菓 株 式 会 社           | 本 社 工 場                    | 鳥 取 県 米 子 市   |
|                         | 浦 津 工 場<br>( 浦 津 F - 2 1 ) | 鳥 取 県 米 子 市   |
|                         | 淀 江 工 場<br>( お 菓 子 の 壽 城 ) | 鳥 取 県 米 子 市   |
|                         | 但 馬 工 場                    | 兵庫県美方郡新温泉町    |
|                         | 支 店                        | 鳥取、三朝、米子、松江   |
| 株 式 会 社 ケ イ シ イ シ イ     | 本 社 ・ 第 二 工 場              | 北 海 道 千 歳 市   |
|                         | 本 社 工 場                    | 北 海 道 千 歳 市   |
|                         | 小 樽 洋 菓 子 舗 ル タ オ          | 北 海 道 小 樽 市   |
| 株 式 会 社 九 十 九 島 グ ル ー プ | 本 社 工 場                    | 長 崎 県 佐 世 保 市 |
|                         | 福 岡 事 業 部                  | 福 岡 市 中 央 区   |
| 株 式 会 社 フ ラ ン セ         | 本 社 工 場                    | 横 浜 市 金 沢 区   |
|                         | 浜 松 工 場                    | 静 岡 県 浜 松 市   |

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

| セグメント名称  | 従業員数（名）     | 前期末比増減数（名） |
|----------|-------------|------------|
| ケイシイシイ   | 285 (187)   | 23 ( 51)   |
| 寿製菓・但馬寿  | 335 (206)   | 7 ( 5)     |
| 販売子会社    | 80 ( 44)    | 5 ( 13)    |
| シユクレイ    | 71 ( 63)    | 17 (△14)   |
| 九十九島グループ | 211 (124)   | 10 ( △4)   |
| フ ラ ン セ  | 85 (190)    | 85 ( 190)  |
| そ の 他    | 29 ( 1)     | 27 ( 1)    |
| 報告セグメント計 | 1,096 (815) | 174 ( 242) |
| 全社（共通）   | 10 (－)      | △4 (－)     |
| 合 計      | 1,106 (815) | 170 ( 242) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パート、嘱託、契約社員を含み、アルバイト、派遣社員を除く。）は、年間の平均人数を（ ）内に1日8時間換算による外数で記載しております。当期より臨時雇用者数の算定方法を変更し、嘱託、契約社員を臨時従業員数に含めて記載しています。
2. 従業員数及び臨時従業員数が前期に比べ増加した要因は、主に株式会社フランセ及び台湾北壽心股份有限公司を連結の範囲に含めたことによるものであります。
3. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

| 借 入 先        | 借 入 金 残 高 |
|--------------|-----------|
| 株式会社山陰合同銀行   | 1,328百万円  |
| 株式会社鳥取銀行     | 552       |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 271       |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,400,000株  
 (2) 発行済株式の総数 10,373,840株  
 (3) 株主数 9,012名（前期末比2,036名減）  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| エ ス カ ワ ゴ エ 株 式 会 社                                                     | 3,100,000株 | 29.88%  |
| 寿 ス ピ リ ッ ツ 従 業 員 持 株 会                                                 | 328,226    | 3.16    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託<br>銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）                        | 322,400    | 3.10    |
| 株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行                                                     | 300,000    | 2.89    |
| と り ぎ ん リ ー ス 株 式 会 社                                                   | 254,000    | 2.44    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                               | 252,300    | 2.43    |
| N O R T H E R N T R U S T C O .<br>(AFVC) R E F I D E L I T Y F U N D S | 183,000    | 1.76    |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫                                                 | 120,000    | 1.15    |
| 福 山 通 運 株 式 会 社                                                         | 120,000    | 1.15    |
| 高 橋 紀 代 子                                                               | 111,000    | 1.07    |

（注）持株比率は、自己株式数（535株）を控除して算出しております。

### (5) その他の株式に関する重要な事項

当社は、平成28年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成28年4月1日付で、平成28年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式を1株につき、3株の割合をもって分割いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                             |
|---------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 河 越 誠 剛 | (株)ケイシーシー 代表取締役会長<br>(株)シュクレイ、(株)寿香寿庵、(株)寿庵、純藍(株)、(株)フランセ<br>各 代 表 取 締 役 社 長        |
| 専 務 取 締 役     | 山 内 博 次 | 寿製菓(株) 代表取締役会長<br>(株)但馬寿 代表取締役社長                                                    |
| 取 締 役         | 山 根 理 道 | 管理部長、(株)ケーエスケー<br>代 表 取 締 役 社 長                                                     |
| 取 締 役         | 松 本 真 司 | 経 営 企 画 部 長                                                                         |
| 取 締 役         | 谷 康 人   | グ ル ー プ 製 造 統 括                                                                     |
| 取 締 役         | 岩 田 松 雄 | (株)リーダーシップコンサルティング<br>代 表 取 締 役 社 長<br>(株)大戸屋ホールディングス<br>(株)東京個別指導学院<br>各 社 外 取 締 役 |
| 常 勤 監 査 役     | 永 東 淳   |                                                                                     |
| 監 査 役         | 田 中 康 晴 | 税 理 士 法 人 田 中 事 務 所 会 長                                                             |
| 監 査 役         | 野 口 浩 一 | 川 中 ・ 野 口 法 律 事 務 所 所 属                                                             |

- (注) 1. 取締役岩田松雄氏は社外取締役、監査役田中康晴氏及び野口浩一氏は、社外監査役であり、各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役田中康晴氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 事業年度中に退任した取締役

平成27年6月25日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、取締役  
中島英明、式部 豊の両氏は任期満了により退任いたしました。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 人 数       | 報 酬 等 の 総 額   |
|--------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(1) | 116百万円<br>(3) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 22<br>(7)     |
| 合 計                | 11        | 138           |

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬額については、平成6年6月27日開催の第42期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内とする旨決議いただいております。
2. 上記の人数には、平成27年6月25日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分   | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係                                          |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 岩 田 松 雄 | 当社は、(株)リーダーシップコンサルティング、(株)大戸屋ホールディングス、(株)東京個別指導学院との間に特別な関係はございません。 |
| 監 査 役 | 田 中 康 晴 | 当社は、税理士法人田中事務所との間に特別な関係はございません。                                    |
|       | 野 口 浩 一 | 当社は、川中・野口法律事務所との間に特別な関係はございません。                                    |

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                   |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 岩 田 松 雄 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち、平成27年6月25日就任以降に開催された15回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。   |
| 監 査 役 | 田 中 康 晴 | 当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会16回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
|       | 野 口 浩 一 | 当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会16回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるように、定款に社外取締役及び社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けております。当該定款の定めに基づき、当社は、社外取締役及び社外監査役の全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                  | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------------|-----------|
| ① 公認会計士法第2条1項の業務に係る報酬等の額             | 30百万円     |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 35百万円     |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載いたしております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、財務デューデリジェンス業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の  
適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであ  
ります。

#### ① 業務運営の基本方針

当社及び当社グループは、以下の経営理念を経営の拠り所とし、すべての  
役員及び従業員が、職務を遂行するにあたっての基本方針としております。

【経営理念】 喜びを創り喜びを提供する。

【社 是】 感謝と報恩。創意と工夫。本気と誠実。

【経営信条】 1. 私達は、お客様に喜ばれることを自らの喜びとする。

1. 私達は、夢を語り合い、ナンバーワンを目指し、日々チャ  
レンジする。

1. 私達は、プロとしての自覚と真の勇気を持ち、感動をもた  
らす。

1. 私達は、高い目標を掲げ、執念を燃やし、必ず達成する。

1. 私達は、更なる高い価値の創造により、物心両面の豊かさを  
実現する。

当社は、この経営理念のもと、適正な業務執行のための体制を整備し、運  
用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システ  
ムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、適切な内部統制システムを整  
備すべく、努めてまいります。

#### ② 内部統制の基本方針

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、法令及び文書管理規  
程など社内規程に従って管理を行い、取締役及び監査役は必要に応じて閲  
覧できるものとする。

ロ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループの事業遂行上の損失の危険管理については、稟議  
規程、経理規程、販売管理規程、購買管理規程その他の業務管理規程に定  
める。

発生した損失の危険性については、社内諸規程の定めに従い、該当職務  
の担当取締役がその対処を行い、その危険性の度合いにより、取締役会審  
議、稟議承認などの手続きにより、最終決定する。

#### ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて随時開催することで、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督などを行うこととする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

目標の明確な付与、採算の徹底を通じて、当社及び当社グループの目標数値を経営計画として策定し、それに基づく業績管理を行う。また、代表取締役社長、担当役員及び関係部門長で構成するグループ経営会議を月次単位で開催し、業績及び施策の実施状況を確認し、経営の効率化・健全性・透明性の確保並びに意思決定の迅速化に取り組む。

#### ニ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、経営理念に基づき、すべての物事の判断基準とする経営哲学（フィロソフィー）を明文化（平成15年1月1日発行）し、さらに、企業倫理及び法令遵守の基本姿勢を明確にすべく「寿スピリッツグループ倫理綱領」、「コンプライアンス規程」を制定し、すべての役員及び従業員に周知徹底させることにより、経営理念の浸透と企業倫理の徹底を図る。

また、グループ全社の横断的組織である「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上を図る。

取締役会は、法令及び定款に基づき取締役会規程を整備し、取締役会付議・報告基準を設ける。各取締役は、当該付議・報告基準に則り、当社業務が執行されているか相互に監視・監督する。

「内部監査室」は適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。

当社及び当社グループは、法令違反等の未然防止と早期発見による是正措置及び再発防止策を適切に講じることを目的として「内部通報取扱規程」を定め、内部通報体制を設置する。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わない。

ホ. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社を管理する体制とする。グループ経営会議において、グループ経営方針の伝達及び各社の事業活動の報告並びに業務執行状況の監督などを行う。

また、子会社が重要な意思決定を行う場合には、当社取締役会の承認手続きを要することとし、効率的な資源配分となるよう当社取締役会が調整を行う。

当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることとする。

内部監査室は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループの代表取締役及び監査役に報告する。

ヘ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要があるときは取締役に対し、監査役の職務を補助する使用人の設置を求めることができる。また、当該使用人の任命・異動等の決定については、その独立性を確保するため、事前に監査役の同意を得るものとする。

当該使用人に対する指揮命令権は、監査役に属する。

ト. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役又は使用人等は、法定の事項に加え、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、あるいは当社及び当社グループに著しい影響を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに当社の監査役に報告するものとする。また、当社は、内部通報の状況等については、内部通報制度の担当部署より定期的に監査役へ報告するものとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な扱いを行わない。

チ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議など重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。

また、監査役は会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室から業務監査内容についての説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

リ．財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に関わる内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用を努めることにより財務報告の信頼性を確保することとする。

ヌ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社及び当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、企業の健全な活動に重大な脅威を与えるあらゆる団体・個人との関係を一切断絶し、組織全体で毅然とした姿勢で対処することを基本方針とする。

基本方針は、「寿スピリッツグループ倫理綱領」に明文化し、また、暴力団等反社会的勢力による不当要求等対応マニュアルを制定し、すべての役員及び従業員への周知徹底に努め、対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、地域の暴力追放運動推進センター・警察、顧問弁護士などの外部専門機関との連携を強化し、体制の整備及び情報収集に努める。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要について

当社は、上記に掲げた業務運営及び内部統制の基本方針に従い、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度に実施した主な運用状況は、以下のとおりであります。

なお、当事業年度においては、平成27年5月に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するため、当社では、平成27年5月13日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針の内容の一部改定を決議しております。

- ① 当事業年度における主な会議の開催状況は、取締役会は18回開催され、監査役会は16回、グループ経営会議は12回、コンプライアンス委員会は4回、品質安全委員会は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社及び子会社の取締役を対象とした面談の実施、会計監査人及び内部監査室と積極的な連携に努めました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の業務監査を実施いたしました。
- ④ 財務報告に係る内部統制について、業務プロセスに係る評価範囲を見直した結果、事業拡大している株式会社シュクレイを新たに重要な事業拠点に加え、当社及び子会社の全社統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|-----------|------------|---------------|------------|
| (資産の部)    |            | (負債の部)        |            |
| 流動資産      | 8,516,844  | 流動負債          | 4,818,830  |
| 現金及び預金    | 3,453,975  | 支払手形及び買掛金     | 1,051,729  |
| 受取手形及び売掛金 | 3,222,671  | 短期借入金         | 720,000    |
| 商品及び製品    | 784,260    | 1年以内返済予定長期借入金 | 385,202    |
| 仕掛品       | 102,378    | リース債務         | 5,008      |
| 原材料及び貯蔵品  | 399,706    | 未払法人税等        | 818,360    |
| 繰延税金資産    | 345,681    | 賞与引当金         | 520,876    |
| その他       | 221,667    | ポイント引当金       | 17,468     |
| 貸倒引当金     | △13,494    | その他           | 1,300,187  |
| 固定資産      | 9,419,881  | 固定負債          | 2,346,193  |
| 有形固定資産    | 7,916,373  | 長期借入金         | 1,072,912  |
| 建物及び構築物   | 3,206,030  | リース債務         | 8,400      |
| 機械装置及び運搬具 | 1,291,109  | 退職給付に係る負債     | 1,024,802  |
| 工具、器具及び備品 | 316,277    | 資産除去債務        | 53,113     |
| 土地        | 3,084,438  | 繰延税金負債        | 49,516     |
| リース資産     | 12,552     | その他           | 137,450    |
| 建設仮勘定     | 5,967      | 負債合計          | 7,165,023  |
| 無形固定資産    | 103,840    | (純資産の部)       |            |
| リース資産     | 793        | 株主資本          | 10,751,393 |
| その他       | 103,047    | 資本金           | 1,217,800  |
| 投資その他の資産  | 1,399,668  | 資本剰余金         | 1,323,161  |
| 投資有価証券    | 362,211    | 利益剰余金         | 8,211,217  |
| 繰延税金資産    | 433,388    | 自己株式          | △785       |
| 破産更生債権等   | 15,806     | その他の包括利益累計額   | 20,309     |
| その他       | 615,441    | その他有価証券評価差額金  | 25,008     |
| 貸倒引当金     | △27,178    | 為替換算調整勘定      | △4,699     |
| 資産合計      | 17,936,725 | 純資産合計         | 10,771,702 |
|           |            | 負債純資産合計       | 17,936,725 |

(記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。)

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |            |
|-----------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                 |           | 26,612,499 |
| 売 上 原 価               |           | 11,911,131 |
| 売 上 総 利 益             |           | 14,701,368 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 11,424,477 |
| 営 業 利 益               |           | 3,276,891  |
| 営 業 外 収 益             |           |            |
| 受 取 利 息               | 537       |            |
| 受 取 配 当 金             | 3,605     |            |
| 仕 入 割 引               | 3,839     |            |
| 受 取 地 代 家 賃           | 18,115    |            |
| 受 取 補 償 金             | 16,634    |            |
| そ の 他                 | 34,024    | 76,754     |
| 営 業 外 費 用             |           |            |
| 支 払 利 息               | 13,516    |            |
| 売 上 割 引               | 2,806     |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失   | 6,437     |            |
| そ の 他                 | 5,190     | 27,949     |
| 経 常 利 益               |           | 3,325,696  |
| 特 別 利 益               |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 633       |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 1,809     |            |
| 負 の の れ ん 発 生 益       | 179,857   | 182,299    |
| 特 別 損 失               |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 2,154     |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 22,602    |            |
| 減 損 損 失               | 209,901   | 234,657    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |           | 3,273,338  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,115,778 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △147,844  | 967,934    |
| 当 期 純 利 益             |           | 2,305,404  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |           | 2,305,404  |

(記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。)

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |           |         |             |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成27年4月1日期首残高             | 1,217,800 | 1,323,161 | 6,378,767 | △543    | 8,919,185   |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当               |           |           | △414,934  |         | △414,934    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |           |           | 2,305,404 |         | 2,305,404   |
| 自 己 株 式 の 取 得             |           |           |           | △242    | △242        |
| 連 結 範 囲 の 変 動             |           |           | △58,020   |         | △58,020     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |           |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —         | —         | 1,948,490 | △242    | 1,832,208   |
| 平成28年3月31日期末残高            | 1,217,800 | 1,323,161 | 8,211,217 | △785    | 10,751,393  |

|                           | その他の包括利益累計額          |          |                        | 純資産合計      |
|---------------------------|----------------------|----------|------------------------|------------|
|                           | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利<br>益 累 計 額 合 計 |            |
| 平成27年4月1日期首残高             | 60,011               | —        | 60,011                 | 8,979,196  |
| 連結会計年度中の変動額               |                      |          |                        |            |
| 剰 余 金 の 配 当               |                      |          |                        | △414,934   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                      |          |                        | 2,305,404  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                      |          |                        | △242       |
| 連 結 範 囲 の 変 動             |                      |          |                        | △58,020    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | △35,003              | △4,699   | △39,702                | △39,702    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △35,003              | △4,699   | △39,702                | 1,792,506  |
| 平成28年3月31日期末残高            | 25,008               | △4,699   | 20,309                 | 10,771,702 |

(記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。)

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

イ. 連結子会社の数 18社

ロ. 連結子会社の名称 (株)九十九島グループ、(株)寿堂、南寿製菓(株)、(株)寿香寿庵、(株)ひだ寿庵、(株)三重寿庵、(株)但馬寿、(株)せとうち寿、(株)東海寿、(株)寿庵、(株)花福堂、(株)ケイシイシイ、(株)ケーエスケー、寿製菓(株)、(株)シュクレイ、純藍(株)、(株)フランセ、台湾北壽心股份有限公司  
上記のうち、(株)フランセについては、当連結会計年度において株式の取得により連結子会社となったため、また、台湾北壽心股份有限公司は重要性が高くなったため、連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました(株)ジャパルシーは、清算したため、連結の範囲から除いております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

イ. 持分法を適用した関連会社の数 1社

ロ. 持分法を適用した関連会社の名称 Honey Sucrey Limited

#### ② 持分法を適用していない関連会社の名称等

イ. 主要な会社等の名称 PT.Omiyage Inc Indonesia

ロ. 持分法を適用していない理由 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため持分法を適用しておりません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と同じであります。

持分法適用会社でありますHoney Sucrey Limitedは決算日が12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
  - 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ハ. たな卸資産
  - 商品・製品・原材料・仕掛品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法  
(リース資産を除く) ただし、寿製菓(株)における淀江工場については定額法  
なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。  
主な耐用年数は建物及び構築物7～38年、機械装置及び運搬具4～15年、工具、器具及び備品2～20年であります。
- ロ. 無形固定資産 定額法  
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年内）に基づいております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. ポイント引当金 将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績を基礎として将来使用されると見込まれる金額に基づき計上しております。

(追加情報)

ポイント引当金は、ポイント残高が増加して重要性が増したこと及び付与したポイントの将来利用見込額の合理的な算出が可能となったことから、当連結会計年度より将来使用見込額に基づいて計上しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ17,468千円減少しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当連結会計年度末より寿製菓㈱については、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。当該変更は、従業員数の増加に伴い、退職給付債務算定の精度を高め、退職給付費用の期間帰属を適正にするために行ったものであります。当該変更に伴う影響額につきましては、「4. 会計上の見積りの変更」に記載しております。

⑤ 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)  
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44号-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益、並びに当連結会計年度末の利益剰余金に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の株主資本等変動計算書の利益剰余金の期末残高に与える影響は軽微であります。

また、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取補償金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」「その他」表示していた37,261千円は「受取補償金」2,890千円、「その他」34,371千円として組み替えております。

#### 4. 会計上の見積りの変更

(退職給付に係る負債)

連結子会社である寿製菓㈱は、当連結会計年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、同社を承継会社とする連結子会社間の会社分割に伴い従業員数が増加し、また、今後の増加も見込まれることから、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。

これにより、当連結会計年度末における退職給付に係る負債が19,597千円増加し、同額を退職給付費用として売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上しており、その結果として従来の方と比べて税金等調整前当期純利益が19,597千円減少しております。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 1,081,494千円 |
| 土地      | 866,047千円   |
| 計       | 1,947,541千円 |

上記物件は、短期借入金700,000千円及び長期借入金（1年以内返済予定分含む）1,030,441千円の担保に供しております。

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,444,085千円

有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|           | 当連結会計年度期首<br>株 式 数 (株) | 当 連 結 会 計 年 度<br>増加株式数 (株) | 当 連 結 会 計 年 度<br>減少株式数 (株) | 当連結会計年度末<br>株 式 数 (株) |
|-----------|------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 発 行 済 株 式 |                        |                            |                            |                       |
| 普 通 株 式   | 10,373,840             | —                          | —                          | 10,373,840            |
| 合 計       | 10,373,840             | —                          | —                          | 10,373,840            |
| 自 己 株 式   |                        |                            |                            |                       |
| 普 通 株 式   | 473                    | 62                         | —                          | 535                   |
| 合 計       | 473                    | 62                         | —                          | 535                   |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加62株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の<br>種 類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|------------|----------------|------------------|------------|------------|
| 平成27年6月25日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式       | 414,934        | 40.00            | 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 平成28年6月28日開催予定の第64期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 622,398千円
- ・ 1株当たり配当額 60円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定いたしております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金に関わる取引先の信用リスクは、売上債権管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高管理並びに与信限度管理を行うことによりリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、長期借入金、金利の変動リスクを回避するため主として固定金利を利用しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注）3．参照）

|               | 連結貸借対照表<br>計上額（千円） | 時 価<br>（千円） | 差 額<br>（千円） |
|---------------|--------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金    | 3,453,975          | 3,453,975   | —           |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 3,222,671          | 3,222,671   | —           |
| (3) 投資有価証券    |                    |             |             |
| その他有価証券       | 301,209            | 301,209     | —           |
| 資産計           | 6,977,855          | 6,977,855   | —           |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 1,051,729          | 1,051,729   | —           |
| (2) 短期借入金     | 720,000            | 720,000     | —           |
| (3) 未払法人税等    | 818,360            | 818,360     | —           |
| (4) 長期借入金（注）1 | 1,458,114          | 1,465,323   | 7,209       |
| 負債計           | 4,048,203          | 4,055,412   | 7,209       |

（注）1．1年以内返済予定長期借入金を含めております。

### 2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、及び(2) 短期借入金、並びに(3) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

3. 非上場株式（連結貸借対照表計上額36,182千円）及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額24,820千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 346円14銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 74円08銭  |

(注) 当社は、平成28年2月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### 株式の分割

平成28年2月15日開催の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

- (1) 分割の方法

平成28年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式数を1株につき、3株の割合をもって分割する。

- (2) 効力発生日

平成28年4月1日

- (3) 分割により増加する株式数

普通株式 20,747,680株

- (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「9. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成28年 3 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産     | 624,697   | 流 動 負 債                 | 1,777,134 |
| 現 金 及 び 預 金 | 322,624   | 短 期 借 入 金               | 1,326,000 |
| 前 払 費 用     | 3,517     | 1年以内返済予定長期借入金           | 370,392   |
| 繰 延 税 金 資 産 | 73,016    | 未 払 金                   | 37,198    |
| 未 収 入 金     | 203,485   | 未 払 法 人 税 等             | 22,500    |
| そ の 他       | 22,053    | 未 払 費 用                 | 10,968    |
| 固 定 資 産     | 6,732,962 | 預 り 金                   | 7,106     |
| 有 形 固 定 資 産 | 777,263   | 賞 与 引 当 金               | 2,969     |
| 建 物         | 308,797   | 固 定 負 債                 | 1,271,722 |
| 構 築 物       | 4,557     | 長 期 借 入 金               | 1,072,912 |
| 車 両 運 搬 具   | 146       | 長 期 未 払 金               | 84,525    |
| 工具、器具及び備品   | 3,227     | 長 期 預 り 金               | 22,695    |
| 土 地         | 460,534   | 退 職 給 付 引 当 金           | 91,590    |
| 無 形 固 定 資 産 | 824       | 負 債 合 計                 | 3,048,856 |
| 投資その他の資産    | 5,954,875 | (純資産の部)                 |           |
| 投 資 有 価 証 券 | 138,519   | 株 主 資 本                 | 4,293,046 |
| 関 係 会 社 株 式 | 3,482,052 | 資 本 金                   | 1,217,800 |
| 出 資 金       | 5,696     | 資 本 剰 余 金               | 1,323,160 |
| 長 期 貸 付 金   | 2,120,031 | 資 本 準 備 金               | 550,269   |
| 繰 延 税 金 資 産 | 114,864   | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 772,890   |
| 長 期 前 払 費 用 | 6,491     | 利 益 剰 余 金               | 1,752,870 |
| 保 険 積 立 金   | 45,048    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 1,752,870 |
| そ の 他       | 47,420    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,752,870 |
| 貸 倒 引 当 金   | △5,250    | 自 己 株 式                 | △784      |
| 資 産 合 計     | 7,357,660 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 15,756    |
|             |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 15,756    |
|             |           | 純 資 産 合 計               | 4,308,803 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 7,357,660 |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から）  
（平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                 | 金 額     |           |
|---------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 益             |         | 1,442,203 |
| 営 業 費 用             |         |           |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 523,067   |
| 営 業 利 益             |         | 919,135   |
| 営 業 外 収 益           |         |           |
| 受 取 利 息             | 9,892   |           |
| 受 取 配 当 金           | 3,108   |           |
| 受 取 地 代 家 賃         | 113,988 |           |
| そ の 他               | 6,454   | 133,444   |
| 営 業 外 費 用           |         |           |
| 支 払 利 息             | 13,789  |           |
| 地 代 家 賃             | 21,000  |           |
| そ の 他               | 427     | 35,217    |
| 経 常 利 益             |         | 1,017,362 |
| 特 別 損 失             |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損       | 179     |           |
| 減 損 損 失             | 10,869  |           |
| 関 係 会 社 整 理 損       | 2,311   | 13,359    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |         | 1,004,003 |
| 法人税、住民税及び事業税        | 52,186  |           |
| 法人税等調整額             | △57,374 | △5,188    |
| 当 期 純 利 益           |         | 1,009,191 |

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |                    |              |               |              |         |             |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------------|--------------|---------------|--------------|---------|-------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                    |              | 利 益 剰 余 金     |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                             |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金  | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
|                             |           |           |                    |              | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |         |             |
| 平成27年4月1日期首残高               | 1,217,800 | 550,269   | 772,890            | 1,323,160    | 1,158,614     | 1,158,614    | △543    | 3,699,030   |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |                    |              |               |              |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                 |           |           |                    |              | △414,934      | △414,934     |         | △414,934    |
| 当 期 純 利 益                   |           |           |                    |              | 1,009,191     | 1,009,191    |         | 1,009,191   |
| 自 己 株 式 の 取 得               |           |           |                    |              |               |              | △241    | △241        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |           |                    |              |               |              |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | -         | -         | -                  | -            | 594,256       | 594,256      | △241    | 594,015     |
| 平成28年3月31日期末残高              | 1,217,800 | 550,269   | 772,890            | 1,323,160    | 1,752,870     | 1,752,870    | △784    | 4,293,046   |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計     |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 平成27年4月1日期首残高               | 54,310               | 54,310         | 3,753,340 |
| 事業年度中の変動額                   |                      |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                      |                | △414,934  |
| 当 期 純 利 益                   |                      |                | 1,009,191 |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                      |                | △241      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | △38,553              | △38,553        | △38,553   |
| 事業年度中の変動額合計                 | △38,553              | △38,553        | 555,462   |
| 平成28年3月31日期末残高              | 15,756               | 15,756         | 4,308,803 |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |           |                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| ① 子会社株式   | 移動平均法による原価法                                           |
| ② その他有価証券 |                                                       |
| 時価のあるもの   | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの   | 移動平均法による原価法                                           |

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |          |                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産 | 定率法<br>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は建物7～38年であります。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法                                                                                 |

### (3) 引当金の計上基準

- |           |                                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金   | 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金   | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。                                                          |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に基づく簡便法により当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。                          |

### (4) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類への影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|    |          |
|----|----------|
| 建物 | 27,715千円 |
| 土地 | 59,982千円 |
| 計  | 87,698千円 |

上記物件は、短期借入金650,000千円及び長期借入金(1年以内返済予定分含む)1,030,441千円の担保に供しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 331,139千円

有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

### (3) 保証債務

関係会社㈱ケイセイシイの平成30年1月末までの借地料(現行月額1,350千円)の支払等の債務について連帯保証を行っております。

### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|          |             |
|----------|-------------|
| ① 短期金銭債権 | 113,424千円   |
| ② 長期金銭債権 | 2,120,031千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 656,245千円   |

### (5) 取締役、監査役に対する金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 長期金銭債務 | 84,525千円 |
|--------|----------|

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 営業収益       | 1,442,203千円 |
| ② 販売費及び一般管理費 | 36,750千円    |

(2) 営業取引以外の取引高

- |          |           |
|----------|-----------|
| ① 受取利息   | 9,830千円   |
| ② 受取地代家賃 | 111,600千円 |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 473               | 62                | －                 | 535              |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加62株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 流動の部

##### 繰延税金資産

|         |          |
|---------|----------|
| 賞与引当金   | 911千円    |
| 未払事業税   | 3,818千円  |
| 未払社会保険料 | 132千円    |
| 繰越欠損金   | 68,154千円 |

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産合計 | 73,016千円 |
|----------|----------|

#### 固定の部

##### 繰延税金資産

|              |          |
|--------------|----------|
| 貸倒引当金限度超過額   | 1,601千円  |
| 退職給付当金限度超過額  | 27,935千円 |
| 長期未払金        | 25,780千円 |
| 投資有価証券評価損否認額 | 12,033千円 |
| 出資金評価損否認額    | 4,575千円  |
| ゴルフ会員権評価損否認額 | 274千円    |
| 減価償却超過額      | 2,659千円  |
| 減損損失         | 13,151千円 |
| 繰越欠損金        | 85,098千円 |
| その他          | 47千円     |

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産小計 | 173,156千円 |
|----------|-----------|

|        |           |
|--------|-----------|
| 評価性引当額 | △51,376千円 |
|--------|-----------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産合計 | 121,779千円 |
|----------|-----------|

##### 繰延税金負債

|              |          |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | △6,914千円 |
|--------------|----------|

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金負債合計 | △6,914千円 |
|----------|----------|

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産の純額 | 114,864千円 |
|-----------|-----------|

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|        |       |
|--------|-------|
| 法定実効税率 | 32.8% |
|--------|-------|

#### (調整)

|                    |      |
|--------------------|------|
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2% |
|--------------------|------|

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △21.2% |
|----------------------|--------|

|                      |      |
|----------------------|------|
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 1.4% |
|----------------------|------|

|         |      |
|---------|------|
| 住民税均等割額 | 0.2% |
|---------|------|

|           |        |
|-----------|--------|
| 評価性引当額の増減 | △12.1% |
|-----------|--------|

|              |       |
|--------------|-------|
| 連結子会社清算による影響 | △1.6% |
|--------------|-------|

|     |       |
|-----|-------|
| その他 | △0.2% |
|-----|-------|

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △0.5% |
|-------------------|-------|

(3) 法人税法等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.5%になります。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は13,656千円減少し、法人税等調整額は14,177千円増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称 | 議 決 権 等 の 所 有 ( 被 割 合 ) | 関 連 当 事 者 と の 関 係                          | 取 引 の 内 容        | 取 引 金 額<br>(千円) | 科 目     | 期 末 残 高<br>(千円) |
|-----|-------------|-------------------------|--------------------------------------------|------------------|-----------------|---------|-----------------|
| 子会社 | (株)九十九島グループ | 所有 直接 100%              | 経 営 指 導<br>資 金 融 資<br>役 員 の 兼 任            | 資金の貸付<br>(※1)    | 150,000         | 長期貸付金   | 452,500         |
|     |             |                         |                                            | 貸付金の<br>返 済      | 102,500         | —       | —               |
|     | (株)ケイシーシー   | 所有 直接 100%              | 経 営 指 導<br>役 員 の 兼 任<br>土 地 ・ 建 物<br>の 賃 貸 | 経営指導料<br>(※3)    | 273,371         | 未 収 入 金 | 36,442          |
|     |             |                         |                                            | 受取配当金<br>(※4)    | 317,000         | —       | —               |
|     | 寿 製 菓 (株)   | 所有 直接 100%              | 経 営 指 導<br>資 金 融 資<br>役 員 の 兼 任            | 土地・建物の賃貸<br>(※5) | 100,800         | —       | —               |
|     |             |                         |                                            | 経営指導料<br>(※3)    | 251,311         | 未 収 入 金 | 25,786          |
|     |             |                         |                                            | 受取配当金<br>(※4)    | 159,000         | 短期借入金   | 200,000         |
|     |             |                         |                                            | 資金の貸付<br>(※1)    | 300,000         | —       | —               |
| 子会社 | 寿 製 菓 (株)   | 所有 直接 100%              | 経 営 指 導<br>資 金 融 資<br>役 員 の 兼 任            | 貸付金の<br>返 済      | 300,000         | —       | —               |
|     |             |                         |                                            | 資金の借入<br>(※2)    | 200,000         | —       | —               |
|     | (株)シュクレイ    | 所有 直接 100%              | 経 営 指 導<br>資 金 融 資<br>役 員 の 兼 任            | 資金の借入<br>(※2)    | 150,000         | 短期借入金   | 150,000         |
|     |             |                         |                                            | 資金の貸付<br>(※1)    | 1,587,531       | 長期貸付金   | 1,575,531       |
|     | (株)フランセ     | 所有 直接 100%              | 資 金 融 資<br>役 員 の 兼 任                       | 貸付金の<br>返 済      | 12,000          | —       | —               |
|     |             |                         |                                            | 資金の借入<br>(※2)    | 120,000         | 短期借入金   | 120,000         |
|     | (株)但馬寿      | 所有 直接 100%              | 経 営 指 導<br>資 金 融 資<br>役 員 の 兼 任            | 資金の貸付<br>(※1)    | 3,000           | —       | —               |
|     | (株)ジャパルシー   | 所有 直接 100%              | 資 金 融 資<br>役 員 の 兼 任                       | 債 権 放 棄<br>(※6)  | 382,311         | —       | —               |

(注) 取引金額には消費税等は含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入れは行っておりません。
- ※2. 資金の借入については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ※3. 経営指導料については、双方協議のうえ業務委託の内容に基づいて役務の提供の見合う価格になっております。
- ※4. 配当金については、子会社の当期純利益金額をベースに協議のうえ決定しております。
- ※5. 土地・建物の賃貸料については、過去に当社が第三者に賃貸した取引条件等に基づいて決定しております。

※6. 債権放棄については、(株)ジャパルシーの清算終了により行ったものであります。上記、債権放棄額のうち、380,000千円は前事業年度に貸倒引当金として計上済みであり、残額2,311千円は特別損失「関係会社整理損」に計上しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 138円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 32円43銭  |

(注) 当社は、平成28年2月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### 株式の分割

平成28年2月15日開催の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

#### (1) 分割の方法

平成28年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式数を1株につき、3株の割合をもって分割する。

#### (2) 効力発生日

平成28年4月1日

#### (3) 分割により増加する株式数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 20,747,680株 |
|------|-------------|

#### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「8. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月10日

寿スピリッツ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 東 正 裕 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後 藤 英 俊 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、寿スピリッツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寿スピリッツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類等に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月10日

寿スピリッツ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 坂 東 正 裕 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 俊 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、寿スピリッツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

寿スピリッツ株式会社 監査役会

常勤監査役 永 東 淳 ⑩

社外監査役 田 中 康 晴 ⑩

社外監査役 野 口 浩 一 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識いたしており、長期にわたり株主の皆様に安定して利益還元できるよう、内部留保及び業績推移並びに配当性向等を総合的に勘案し、利益還元に努めることを基本方針といたしております。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は622,398,300円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- ① 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨、規定の新設を行うものであります。
- ③ 業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができる旨、規定の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ その他、条数等の変更、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および自己の株式の取得)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>② <u>当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第10条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された決議権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項の場合のほか、本定款に別段の定めがある場合を除き、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として定めることができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第15条（条文省略）</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第16条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② （条文省略）</p> <p>③ （条文省略）</p> <p>（任期）</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>② 増員または補欠として選任された<u>取締役</u>の任期は、<u>在任取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第19条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第20条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第16条（現行どおり）</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第17条 当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、10名以内とする。</p> <p>② 当会社の<u>監査等委員である取締役</u>（以下、「<u>監査等委員</u>」という。）は、5名以内とする。</p> <p>（選任方法）</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② （現行どおり）</p> <p>③ （現行どおり）</p> <p>（任期）</p> <p>第19条 取締役（<u>監査等委員を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠として選任された<u>監査等委員</u>の任期は、<u>退任した監査等委員</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第20条 取締役会は、その決議をもって<u>取締役（監査等委員を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議をもって<u>取締役（監査等委員を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第24条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第25条 監査役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第27条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第30条～第33条（条文省略）</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第27条 監査等委員会は、その決議をもって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>第6章 計算</p> <p>第28条～第31条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>① 当社は、第64期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第64期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条第2項の定めるところによる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が効力を発生することを条件として効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | かわ 河 せい 剛<br>(昭和35年11月21日生) | <p>昭和62年4月 当社入社 専務取締役<br/>平成元年3月 代表取締役副社長<br/>平成6年6月 代表取締役社長（現任）<br/>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社ケイシーシー代表取締役会長<br/>株式会社シュクレイ代表取締役社長<br/>株式会社寿香寿庵代表取締役社長<br/>株式会社寿庵代表取締役社長<br/>純藍株式会社代表取締役社長<br/>株式会社フランセ代表取締役社長</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由</p> <p>上記の経歴を有し、平成6年6月以来長年にわたり当社の代表取締役社長として経営を指揮し、その豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップは、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、その選任をお願いするものであります。</p> | 27,400株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2         | やま うち ひろ つぐ<br>山 内 博 次<br>(昭和23年6月1日生)  | <p>昭和45年3月 当社入社<br/>平成4年6月 生産第一部長<br/>平成8年6月 取締役生産第一部長<br/>平成11年6月 取締役生産本部長<br/>平成12年9月 常務取締役壽城事業部長<br/>平成14年6月 専務取締役（現任）<br/>（重要な兼職の状況）<br/>寿製菓株式会社代表取締役会長<br/>株式会社但馬寿代表取締役社長</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由</p> <p>上記の経歴を有し、平成8年6月以来長年にわたり当社の取締役としての職責を果たし、また、当社グループ会社の代表取締役を努める等、その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見は、当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、その選任をお願いするものであります。</p>                                       | 30,600株           |
| 3         | やま ね まさ みち<br>山 根 理 道<br>(昭和31年11月25日生) | <p>平成2年9月 当社入社<br/>平成14年6月 総務部マネージャー<br/>平成18年10月 寿製菓株式会社総務本部長<br/>平成22年4月 当社総務担当責任者<br/>平成22年6月 取締役グループ経営管理本部長<br/>平成24年6月 取締役管理部長（現任）<br/>（重要な兼職の状況）<br/>株式会社ケーエスケー代表取締役社長</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由</p> <p>上記の経歴を有し、入社以来労務・人事、総務本部長に携わる等、豊富な業務経験を有し、平成22年6月に取締役就任後は、コンプライアンス及びグループ管理部門の強化に努めるなど取締役としての職責を果たしております。その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見は、当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、その選任をお願いするものであります。</p> | 5,200株            |
| 4         | まつ もと しん じ<br>松 本 真 司<br>(昭和42年3月25日生)  | <p>平成2年3月 当社入社<br/>平成16年7月 経理部マネージャー<br/>平成18年10月 経営企画担当責任者<br/>平成22年6月 経営企画部長<br/>平成24年6月 取締役経営企画部長（現任）</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由</p> <p>上記の経歴を有し、入社以来経理・財務、経営企画部長に携わる等、豊富な業務経験を有し、平成24年6月に取締役就任後は、グループ経営管理の強化に努めるなど取締役としての職責を果たしております。その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見は、当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、その選任をお願いするものであります。</p>                                                                              | 6,900株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | 谷 康 ひと<br>(昭和30年10月10日生) | <p>平成9年3月 当社入社<br/>平成17年2月 生産第三部マネージャー<br/>平成18年10月 生産技術担当責任者<br/>平成20年4月 寿製菓株式会社生産本部長<br/>平成24年6月 同社取締役生産部長<br/>平成27年1月 当社グループ製造統括責任者<br/>平成27年6月 取締役グループ製造統括(現任)</p> <p>取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由</p> <p>上記の経歴を有し、入社以来生産技術、生産部長に携わる等、豊富な業務経験を有し、平成27年6月に取締役就任後は、グループ製造部門の強化に努めるなど取締役としての職責を果たしております。その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見は、当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、その選任をお願いするものであります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 7,500株     |
| 6     | 岩 田 松 雄<br>(昭和33年6月2日生)  | <p>昭和57年4月 日産自動車株式会社入社<br/>平成7年2月 ジュミニ・コンサルティング・ジャパン入社<br/>平成8年10月 日本コカ・コーラ株式会社入社<br/>平成9年6月 コカ・コーラビバレッジサービス株式会社入社 常務執行役員<br/>平成12年6月 株式会社アトラス入社 取締役社長室長<br/>平成12年12月 同社取締役副社長<br/>平成13年4月 同社代表取締役社長<br/>平成15年6月 株式会社タカラ入社 常務取締役<br/>平成17年2月 株式会社インフォレスト入社 代表取締役社長<br/>平成21年4月 スターバックスコーヒージャパン株式会社入社 代表取締役最高経営責任者(CEO)<br/>平成24年6月 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役(現任)<br/>平成25年11月 株式会社リーダーシップコンサルティング代表取締役社長(現任)<br/>平成26年5月 株式会社東京個別指導学院 社外取締役(現任)<br/>平成27年6月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社リーダーシップコンサルティング代表取締役社長<br/>株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役<br/>株式会社東京個別指導学院 社外取締役</p> <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>上記の経歴を有し、長年にわたり企業経営に関与しており、その経歴を通じて培われた経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、また、現在当社の社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩田松雄氏は社外取締役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所の定める要件を満たす独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、岩田松雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。岩田松雄氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力を発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号  | 氏名<br>(生 年 月 日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|--------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>※ | くち き た か し<br>口 木 多 加 志<br>(昭和29年6月28日生) | 昭和48年4月 商工組合中央金庫(現 株式会社商工組合中央金庫) 入庫<br>平成15年3月 同庫大分支店長<br>平成17年8月 株式会社九十九島グループ管理本部長(出向)<br>平成21年7月 同社取締役福岡事業本部長<br>平成23年6月 同社代表取締役<br>平成28年5月 当社監査室付(現任)<br>監査等委員である取締役候補者とした理由<br>上記の経歴を有し、金融機関及び企業経営に携わった豊富な経験と高い知見を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、その選任をお願いするものであります。                                                                                         | 4,800株     |
| 2<br>※ | の ぐち こう いち<br>野 口 浩 一<br>(昭和56年8月22日生)   | 平成17年10月 弁護士登録(鳥取県弁護士会入会)<br>川中・足立法律事務所入所<br>(現 川中・野口法律事務所)(現任)<br>平成24年6月 当社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>川中・野口法律事務所所属<br>監査等委員である社外取締役候補者とした理由<br>弁護士として、法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、また、同氏は、現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 | 一株         |

| 候補者<br>番号 | 氏<br>(生 年 月 日)<br>名                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                               | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3<br>※    | たなか やすひろ<br>田中 康 裕<br>(昭和38年8月8日生) | 平成2年4月 田中康晴税理士事務所（現 税理士法人田中事務所）入所<br>平成15年6月 税理士法人田中事務所代表社員（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>税理士法人田中事務所 代表社員                                                                 | 一株             |
|           |                                    | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由                                                                                                                                            |                |
|           |                                    | 税理士として、財務及び会計面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                |

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 野口浩一氏、田中康裕氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、野口浩一氏を東京証券取引所の定める要件を満たす独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、田中康裕氏が選任された場合、東京証券取引所の定める要件を満たす独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、野口浩一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。野口浩一氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- なお、田中康裕氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

#### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成6年6月27日開催の第42期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額25百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力を発生することを条件として効力を生じるものとしたします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

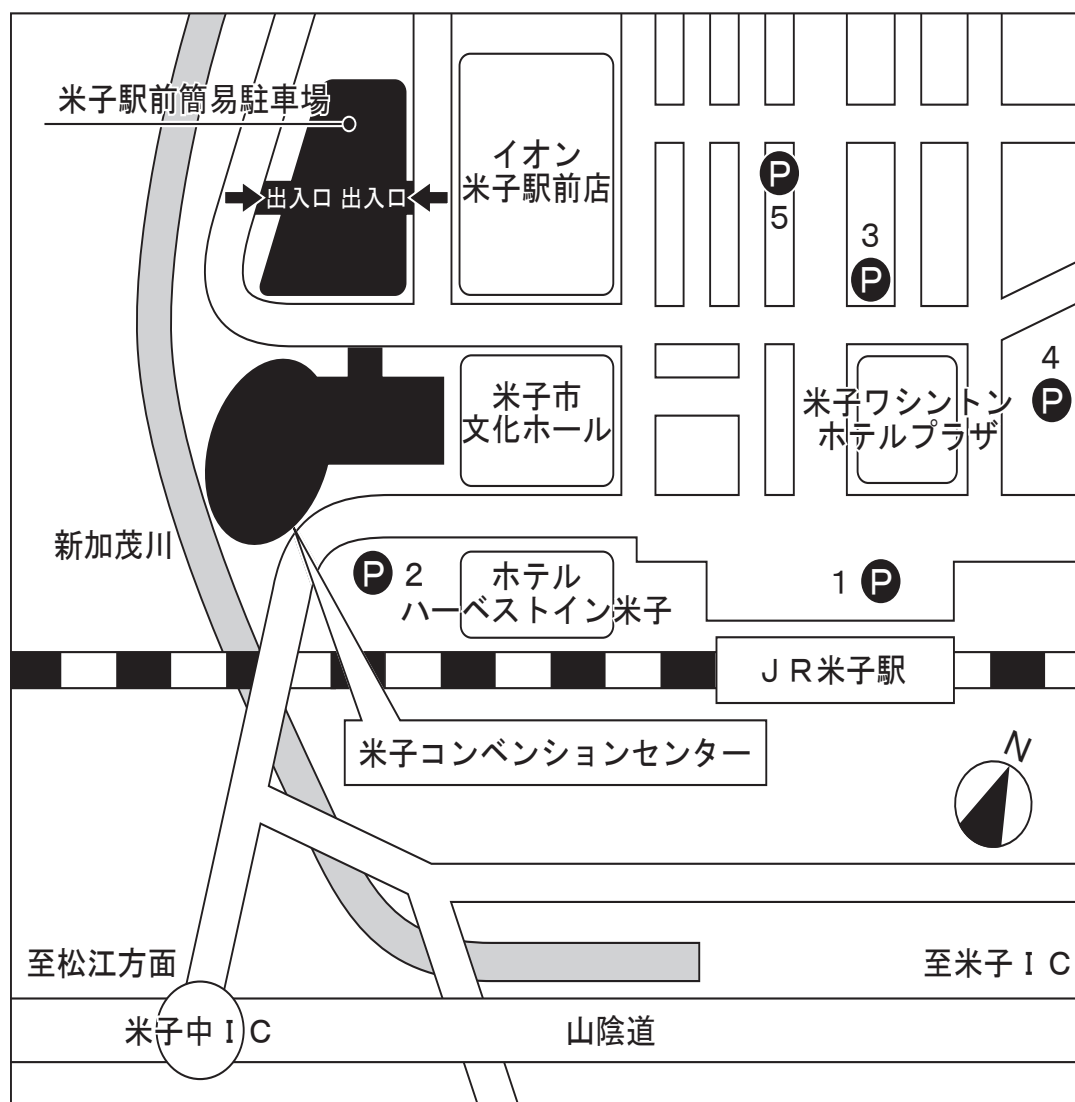
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力を発生することを条件として効力を生じるものとしたします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 米子コンベンションセンター「多目的ホール」  
〒683-0043 鳥取県米子市末広町294  
T E L 0859-35-8111  
F A X 0859-39-0700



### [交通のご案内]

最寄り駅…米子駅（JR）より徒歩5分

### ●駐車場のご案内

※米子駅前簡易駐車場に駐車し、駐車券をご持参いただき、会場内設置の割引認証機にお通しください。

※駐車場P1～P5は、米子コンベンションセンターの近隣の有料駐車場です。  
(こちらの駐車場ではコンベンションセンターの利用割引は適用されません)